

琉球大学学術リポジトリ

アメリカの東アジア戦略への議会の関与： 1990年-1993年・国防権限法の審議過程

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-04-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 我部, 政明, Gabe, Masaaki メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/380

アメリカの東アジア戦略への議会の関与 —1990年-1993年・国防権限法の審議過程—

我 部 政 明

目 次

はじめに

- 1 議会と安全保障政策
- 2 1990会計年度国防権限法
- 3 1991会計年度国防権限法
- 4 1992会計年度国防権限法
- 5 1993会計年度国防権限法

おわりに

はじめに

1990年4月19日。木曜日。午前9時6分。米国上院軍事委員会の公聴会が、上院ダークセン・ビルSD106号にて開かれた。同委員会の委員長のサム・ナン上院議員は、この公聴会の開会にあたり、次のように述べた¹。

軍事委員会は、今朝、東アジアにおける米軍のプレゼンスの将来に関する証言を得るために、集まった。

1989年、この委員会の数名の委員たちが、世界に展開する我が軍の長期的計画を促進する法案成立に協力した。殊に、ワーナー、レヴィン、マツケイン上院議員らとともに私は、我が軍の海外における戦略構成に不可避

¹ U.S. Congress, Senate, Committee on Armed Services, 1990. Hearings before the Committee on Armed Services United States Senate : The President's Report on the U.S. Military Presence in East Asia, 101st Cong., 2nd sess., S.Hrg.101-880.

的に影響を及ぼす国内、国外の変化への戦略的対応に関する努力を続けた。これらの変化とは、誰にでもよく知られたことだ。ソ連、ワルシャワ条約機構からの脅威の低下。軍備管理交渉の進展。我が同盟国間での経済力の密接な結びつき。国内での引き続き財政圧力と国防費削減傾向など、である。

こうした展開に対し、軍事委員会の委員長は1990及び1991会計年度国防権限法における一連の修正案の提案者となった。そのうち二つの修正が、大統領に対し、東アジアにおける将来の米軍の役割と構成に関する包括的報告書の作成を指示した。今日の公聴会は、この分析結果について行政府と委員会の意見交換の機会を提供する。

この公聴会での証言者は、ポール・ウォルフオウィッツ政策担当国防次官であった。そして、ウォルフオウィッツが提出した報告書が、「アジア太平洋における戦略的枠組み：21世紀に向けて」、いわゆる東アジア戦略である²。なぜ米政府は東アジア戦略を立て、この時点で発表したのか、という疑問への答えが、同公聴会のナン委員長の言葉に表われている。国防権限法によって議会在、大統領、つまり行政府に対し、東アジアにおける米軍プレゼンスに関して兵力削減を含めた5ヶ年計画の包括的報告書提出を義務づけたからである。

その国防権限法とは、何なのか。それは、行政府とどのような関係にあるのか。そこには何が記述されているのか。本稿の目的は、行政府の安全保障政策に対する議会の関わりを国防権限法の審議過程から探ることにある³。1990会計

² 拙稿「90年代再編の中の在沖米軍基地」、『ポスト冷戦と沖縄』（島袋邦・我部政明編）所収、ひるぎ社、1993年、を参照。

³ 議会と行政府との関係に関する研究は多い。最近の代表的なものだけを挙げてみると、Arthur M. Schlesinger, Jr., *The Imperial Presidency* (Boston: Houghton Mifflin, 1989), Thomas M. Franck and Edward Weisband, *Foreign Policy by Congress* (New York: Oxford University Press, 1979), Thomas E. Mann, ed., *A Question of Balance: The President, the Congress and Foreign Policy* (Washington, D.C.: Brookings Institution, 1990), Barry M. Blechman, *The Politics of National Security: Congress and U.S. Defense Policy* (New York: Oxford University Press, 1990), Randall B. Ripley and James M. Lindsay eds., *Congress Resurgent: Foreign and Defense Policy on Capitol Hill* (Ann Arbor: The University of Michigan Press, 1993), Lawrence C. Dodd and Bruce I. Oppenheimer eds., *Congress Reconsidered*, fifth ed. (Washington, D.C.: Congressional Quarterly Inc., 1993) などがある。

年度⁴から1993会計年度の国防権限法の東アジア、とりわけ日本との関わりを中心に、議会の対日安全保障政策の認識を理解し、これらの法にもとづく行政府の行動を明らかにしてみよう。同法は、東アジアの米国の軍事プレゼンスの変更、維持、認識への関わりを具体的に説明している。それぞれの国防権限法にて、東アジア、とくに日本の安全保障、それに関わる米国安全保障政策との関係がどのように記述されているのか通して、東アジア戦略へ議会の関与考察する。

東西冷戦の象徴でもあったベルリンの壁の崩壊の直後、1990会計年度国防権限法は、1989年11月29日に発効した。それに伴い、同法にもとづく政策の実施が着手された。同法で義務付けられた東アジア戦略の作成のため、1990年2月、チェイニー国防長官が、フィリピン、韓国、日本を訪問し、米軍の削減計画への理解を求めた。日本国内でのこの米軍削減計画への受け止め方は、冷戦の終焉がアジアに達し、平和の配当がなされる、というムードを盛り上げることになった。急激に展開する東ヨーロッパでの共産党支配に終止符を打つ1989年という時間空間のもと、米ソ冷戦の終わりと東アジアの米軍プレゼンスの再検討が、直接に結びついて理解された。

その後実施された東アジアにおける米軍の削減は兵力削減にとどまり、削減が実際に行なわれた1990年-1991年、そしてその後の展開を見ると、フィリピンを除けば、日米、米韓の安全保障関係を大きく変化させる影響を持たなかったといえるだろう。当初、フィリピンからの全面撤退は計画されていなかったが、ピナツボ火山の噴火によって基地の修理に3億ドル以上が見込まれたこと、米比基地協定の批准がフィリピン上院にて拒否されたことを理由として、米軍は撤退した。自然現象とフィリピンでの国内政治の影響を除けば、この削減計画に変更はつけ加えられなかったのか。

なぜ、この削減計画は東アジアの安全保障関係の変化を招かなかったのか。そ

⁴ 米国の会計年度は、10月1日に始まり、翌年の9月30日に終る。

もそも、そうした変化をその削減計画は予定していたのか。何が、その削減計画のねらいであったのか。こうした疑問に答えるべく、削減計画を直接に生み出した国防権限法を取り上げることとする。

1 議会と安全保障政策

米国は、三権分立制度をとっている国である。アメリカ合衆国憲法の第1条にて立法府、第2条にて行政府、第3条にて司法府のそれぞれの役割と権限を記している。

外交、軍事の分野における議会と行政府の関係は、戦争権限、承認と同意、監視と調査、歳出権と立法権、などの領域に分かれる⁵。戦争権限とは、宣戦布告を議会が行ない、軍最高司令官は大統領と記す憲法の解釈をめぐる一連の論争に起因している。例えば、ハイチへ米軍を派遣する際、大統領は自己の権限で派兵が行なえるのか、議会の何らかの承認を得なければならないのか、という議論がある。現在のところ、それへの明確な答えはなく、それぞれ決定ケースによる⁶。次に、議会の上院は、憲法によって、大統領の指名する閣僚などの承認、外国との間で調印した条約の批准を行なう権限を持つ。こうした権限を持たない下院に比べると、上院はこの二つの権限を通じて外交政策の形成と実施に関して大きな影響力を持つ。また、議会は、憲法において規定されている大統領による法律の誠実な実施が行なわれているかを調べる権限を持つ。1950年代の反共イデオロギーのマッカーシーイズムによる「赤狩り」、ニクソン大統領を辞任に追い込んだウォーターゲート公聴会やイラン・コントラ調査委員会

⁵ Jerel A. Rosati, *The Politics of United States Foreign Policy* (Florida: Harcourt Brace Jovanovich College Publishers, 1993), pp. 303-334.

⁶ Peter Raven-Hasen, "Constitutional Constraints: The War Clause" in Gary M. Stern and Morton H. Halperin, eds., *The U.S. Constitution and the Power to Go to War* (West Port, CT: Greenwood Press, 1994).

などが、その例である。

最後に、議会は、立法権を持ち、また政府の財布つまり政府の支出を決定する歳出権限を持つ。これらの権限を通じて、議会は外交、軍事における政策の作成、決定、実施に関与し、大きな影響力を持つ。上に述べた4つの領域の中で、立法権と歳出権は、政策決定過程における議会の役割が最も大きく、かつ安定する根拠となる。米国憲法は、第1条第1項に「すべての立法権は、上下両院からなる米国議会に付与される」と述べる。さらに、第1条第8項にて、憲法は、議会に、政府の活動を実施するために必要かつ適正なすべての立法権を与えた。また、同項は、議会のみが行政府に対し税の徴収、資金の借り入れ、支出を許可する権限を持つ、と規定している。第1条第9項にて「法による予算支出を除き、財務省からのいかなる引き出しを禁ずる」と述べるように、議会の特定する目的および額の中でのみ行政府は国庫から支出することになっている。つまり、憲法は議会が予算や支出に伴う行政府の行動を承認、監視することで、立法と行政との間のチェック・アンド・バランスを図る仕組みを取っている。

予算に関する議会の審議および決定過程は、基本的に、権限と歳出の二つの段階から構成される。議会はまず第一に、法的権限が認められた政府機関を設置し、そしていかなる政策プログラムを持つかを記した法、つまり権限法を成立させる。権限法は、単年度である必要はなく、特定の政策プログラムのもとでの国庫からの支出あるいは権限が与えられた政府機関の国庫からの支出の上限額を勧告する。権限法は、歳出をねらう「ハンティング許可証」⁷ともいわれ、政策方針を定めるといってもよい。

歳出法は、権限が与えられた政府機関の支出する費用額および政策プログラムを実施するための費用額を財政収入と経済状態を考慮に入れて連邦政府の歳出として決定する。現在、連邦政府のほとんどの機関が、13の歳出法案の発効

⁷ U.S. Congress, Congressional Records, dairly ed., April 9, 1987, S4919.

によって予算を行なっている。その半数が、権限法-歳出法の過程を経て支出がなされている。残りは、自動的に支出される項目、例えば、資格を満たせば支出しなければならない社会保障、健康保障、あるいは国債償還、その利息返還、政府調達物資の購入などの費用である。歳出法により、政府機関は「財政権限」が許す範囲の額まで支出できる。財政権限とは、国庫から「支出する許可」⁸とも言われる。

権限法-歳出法という予算に関する議会の審議・決定過程は、憲法に規定されてはなく、むしろ、議会の規則の制度化に伴って形作られた。その導入は、1830年代に一つの歳出法に関係のない修正決議を盛り込むことや、その法案で大きな政策論議がしばしば起こり、そのため法の制定の遅れが目立ったため、歳出法案に先立って、政策を論じた権限法案を審議する規則を定めたことに始まった⁹。

議会における立法過程を要約すると、次の通りである。まず、上下両院のいずれか、あるいは両院に対し、法案の提出が行なわれる。法案提出は、上下両院の議員に限定されているが、その法案作成には誰が関わってもいいことになっている。行政府の庁である大統領は、数多くの法案作成を携わる。提出された法案は、関連する委員会に付され、審議を経て下院を通過する。上院でも、同様な手続きを踏む。同一の案件で下院と上院の案が異なるときは、上下両院の合同会議が開かれ、相違点のすりあわせや妥協が行なわれ、最終案が作成される。最終案を上下両院それぞれで採決して、大統領に送られる。大統領が署名して法律として発効し、署名を拒否すると廃案となる。ただし、上下両院の三分の二以上の同意が行なわれるときには、大統領の拒否権とかかわりなく発効する。

⁸ U.S. Congress, Congressional Records, daily ed., November 2, 1987, E4279.

⁹ Walter J. Oleszek, Congressional Procedures and the Policy Process (Washington, DC: Congressional Quarterly Inc., 1989), pp.47-80.

2 1990会計年度国防権限法

1990会計年度国防権限法は、1989年11月29日、ジョージ・ブッシュ大統領が署名し、発効した。議会が、同国防権限法を「ジミー・カーター政権時に始まり、ロナルド・レーガン政権中にお金を使い果たした国防計画の控えめだが重大な転換」¹⁰ と位置づけた。「重大な転換」とは、レーガン政権が推進した国防計画の象徴とも言われた戦略防衛構想（SDI）や対ミサイル研究開発費用に、初めて大規模な削減を行ったからである。この国防権限法において、米ソ対決の冷戦は、ソ連の軍事力削減に見られるように軍事レベルにおいて終息しつつあることを始めて議会が認識し、その政策的対応を取り始めたといえるだろう。

同年1月にレーガン政権が議会へ提出した1990年会計年度国防予算は、国防関係のエネルギー予算を含めて3152億ドル。それは、インフレーション・コストを上乗せして前年より2パーセント増の額であった。だが、政権についたジョージ・ブッシュ大統領は、4月14日、議会の圧力の下で先の国防予算案より100億ドルを削減した3052億ドル（そのうち国防省は2956億ドル）案を議会へ送った。この新予算案は、レーガン政権の提出したものと概要は同じだが、国防政策の基本的転換の可能性を含んでいた。それは、B-2爆撃機の増産、ステルス機の開発などの予算50億ドルから8億8500万ドルを削減、SDI計画の予算49億ドルから9億9200万ドルを削減した。とりわけ後者の削減は、政治的にも技術的にも計画そのものを足下から揺るがす結果となっていたからだ。その他の予算削減は、ヨーロッパでのソ連軍の削減に対応して海外配備の米軍兵力の削減に焦点を当てていた。また、レーガン政権での15隻の航空母艦を14隻に削減した。チェーニー国防長官が「私の問題は、ソ連が依然として保有する軍事能力を相

¹⁰ Congressional Quarterly, Almanac, 101st Congress, 1st Session, 1989 (Washington, DC: Congressional Quarterly Inc., 1990), pp. 434-440.

手にしなければならないこと」であり、「削減はソ連の削減結果を見ながら、同盟国との足並みをそろえてステップ・バイ・ステップにて行うべきだ」と、下院軍事委員会で述べた。この発言は、これらの削減が国防政策の転換へ急速に結びつくことへの牽制をしている一方で、レーガンとブッシュのそれぞれの予算案の違いは、議会に対し国防政策の転換へと向かう素地を与えた¹¹。

6月27、28日の両日、下院軍事委員会にて国防権限法案の審議がおこなわれ、同盟の転換に関し議論が沸いた。同委員会は、海外基地建設費を削減し、国内の基地建設費を増額した。海外基地の費用削減は、スペイン政府から撤退を要求されていたトレヨン基地のF16戦闘機79機の移駐先となるイタリアのクロトン基地建設費のうち米国分担分を全額削減したことに、具体的に現れている。同委員会は、NATOの資金による基地建設計画への米国負担分を全体費用の28パーセントを超えてならないと、主張した。これらの意見を盛り込み、そして二つの武器開発経費を復活させた委員会報告書が7月1日に仕上がり、下院本会議へ提出された¹²。

下院本会議での議論の展開は、共和党議員の動きにあった。主要な争点で、共和党議員は、ブッシュ政権の案に対し反対に回り、その数は60を越えた。SDI計画への大幅削減は、共和党議員の支持が低下しての結果であった。共和党議員の中にはB-2製造計画に反対し、その海外の米軍兵力削減を求める声も出た。もう一つの展開は、軍備管理を求めるリベラル派の影響力の増大であった。レーガン政権時代の初期の頃には、リベラル派はレーガンの強烈な反ソキャンペーンに警戒した中道派の議員の強い支持を得ていたが、末期にはその影響力は低下していた。しかし、1989年に入ると米ソの緊張緩和を背景に、リベラル派が再び台頭し、高価の核兵器開発抑制（核弾頭用のプルトニウム生産を禁止する米ソ協定への交渉）をブッシュ政権に求める決議をおこなった。同本会

¹¹ Congressional Quarterly Weekly Report (Washington, DC: Congressional Quarterly Inc., 1990), April 29, 1989, pp. 976-980.

¹² Almanac, op cit., pp. 442-446.

議では、国防政策の基本であった米ソ関係の変化、そして兵器の開発・調達に議論が集中し、海外に展開する米軍、同盟国との関係への言及について特に目立った動きはなかった¹³。

上院軍事委員会は、7月19日、ブッシュ政権の案をほぼ支持する形で委員会報告書をまとめ上げた。委員会報告書には同盟国へのバーデン・シェアリングに関する意見は特になかったが、¹⁴委員会内では同盟国の相互防衛に対する貢献の少なさに不満がくすぶっていた。

7月24日から8月2日にかけて上院本会議にて同国防権限法案が審議され通過した。すでに7月27日下院を通過して、B-2ステルス爆撃機の開発研究、増産のために費用、MXミサイル開発研究費用、SDI研究計画費用を削減した下院案に対し、上院の案はブッシュ政権の要求をそのままに認めた点に大きな違いがあった。

上院本会議中の8月1日、軍事委員会委員長のサム・ナン上院議員が同委員会を代表して4つの修正動議を提案し、それらが承認された¹⁵。それらは、ヨーロッパに駐留する米軍の経費のうち、米国の負担分に関しその削減を求める修正案572号（同国防権限法第912項）、安全保障に対する日本の貢献に関する議会の認識を表明する修正案528号（同国防権限法第913項）、国防長官に海外基地に配置される軍人軍属の家族にかかる費用を削減する方法に関する報告書の提出を求める修正案529号（同国防権限法第914項）、米韓の安全保障関係に関する議会の認識を表明する修正案533号（同国防権限法第915項）などである。

修正案533号は、大統領に対し、東アジアにおける軍事プレゼンスに関する報告書の提出を義務づけていた。そして、同報告書に次の点を含むよう要求していた。(1) 東アジアにおいて米国および同盟国の安全保障計画を作成していく際に、ソ連および中国の最近の動向にもつ意味についての評価、(2) 米軍の能

¹³ Almanac, op cit., pp. 446-447.

¹⁴ Almanac, op cit., pp. 451.

¹⁵ Congressional Record, August 1, 1989, S9306-S9310.

力強化と戦力維持にかかる費用の低減化を可能にするために、その任務、戦力構成、配備地に関する変更の確認、(3) 米国が負う防衛責任と現に負担する費用を東アジアの同盟国へ移転する方法に関する議論、(4) 韓国が自国の安全により寄与できる追加的行動の確認、(5) 沖縄駐留の米軍に関し、その軍民関係の改善と訓練の増大を目的とする再構築にむけた実現可能性に関する議論、(6) フィリピンにある米軍施設の継続使用に関する米比間交渉の現状と展望に関する議論、(7) 駐韓米軍が地域安全保障における役割をはたす必要条件が依然として存在するか否かに関する評価、などである。さらに、同報告書にあたって、以下の実現可能性および望ましいあり方についての議論を含め、韓国における米軍のプレゼンスに関する5ヶ年計画の記述も要求されていた。具体的には、次の点である。(1) 駐韓米軍の部分的、漸次的削減、(2) 駐韓米軍の経費のうち、直接費用に関する韓国のより多くの補完、(3) 米軍人と韓国国民との間の摩擦を減らすための韓国内における米軍基地の再編、(4) 一定の軍事的任務および指揮権の移管を促進するよう国連と米韓二国間指揮権令取り決めの変更、(5) 北東アジアにおける緊張を和らげるのに役立つ信頼醸成措置、(6) 韓国が取りうる自国の安全保障への責任をより多く引き受ける追加的行動、などである。

そして、翌日、討議打ち切り動議が84対13で採択され、ジョンストン、ペンツェン、バンパース上院議員らが提出を予定していた在韓米軍4万3000から1万人削減を求める修正案は審議されずに終わった。この間に承認された修正案を含めた上院の国防権限法案は、95対1、棄権1で承認された。

東アジア関連部分

「1990会計年度国防権限法」

第IXタイトル NATO加盟国および他の同盟国に関する事項

A- ヨーロッパにおける通常戦力の削減

第901項 変化する脅威の環境における通常戦力を決定する枠組み

第902項 NATO諸国およびワルシャワ条約機構諸国によるヨーロッパにおける
通称戦力の相互削減の意味合い

第903項 可能な通常兵器管理協定のための検証措置に関する報告書

B- バーデン・シェアリング（負担分担）

第911項 ヨーロッパにおける承認済みの兵力上限の削減

(a) 削減数

1985会計年度国防権限法（22U.S.C. 1928note）の第1002項（c）（1）にお
いて「32万6414」を削減し、それに代わり「31万1855」と修正する。

(b) 発効日

第（a）サブセクションにおける修正は、1991年9月30日に発効する。

第912項 NATO加盟諸国のヨーロッパに配備する正規軍戦力

第913項 世界の安全保障に対する日本の貢献

(a) 事実認定。議会は、次のような事実を認める。

(1) 第二次世界大戦後、日本は前例を見ない政治的、経済的、社会的な変化
を遂げてきた。

(2) こうした変化の結果、日本は日本自身の安全保障にかかる責任をよりいっ
そう引き受ける能力を持つ。

(b) 議会の認識。

第（a）サブセクションにて言及する変化を鑑みて、議会は日本が次の点
についてなすべきだと認識する。

- (1) 日本は、日本自身の安全保障にかかる責任をより一層引き受ける。
- (2) 日本防衛のために駐留する米軍の経費の内、直接費用、そして駐留する米軍人にかかる費用（給与および手当を除く）を含め、日本がその補完をして支払う。
- (3) 日本は、次の行動をとることで、共同防衛に対してその経済的地位により比例した貢献を行える。
 - (A) 日本は、政府開発援助費および防衛費の支出を増大し、これらの項目への支出レベル（国民総生産に対する比率で表す）を、1992年までに、同じ項目へのNATO加盟国の支出レベル（各国それぞれの国民総生産に対する比率で表す）の平均に近づける。
 - (B) 日本は、基本的にフィリピンおよび世界の安全の安定にとり重要な地域にある東アジア外の諸国、とりわけラテン・アメリカ、カリブ海、地中海地域の諸国に関する政府開発援助額の増大に努める。
 - (C) 日本は、基本的に無償援助の増大に努め、そして日本が加盟する国際機関が実施する無償援助への日本の分担額を増大するよう努力する。
 - (D) 第(A)から第(C)サブパラグラフでいう開発援助受け入れについて、日本の安全保障のパートナーとの協議の後に、明確にする。
 - (E) 日本は、1985年度から1990年度にわたる5ヶ年防衛計画を米国との協議の後に終了し、同計画終了から可能な限り早い段階に1981年5月に日本の首相が約束した領土、領空、および1000海里のシーレーンの防衛を実施する。
 - (F) 日本は、防衛能力の開発を謳う現行の5ヶ年計画において、在庫のある軍事用装備（完全装備の長距離型早期警戒管制機、AEZIS型武器システム、空中給油機、弾薬および部品などを含む）を米国から購入する。

(c) 交渉と協議

この法が発効してから最も早い実規可能な段階に、大統領は以下の点について行動する。

- (1) 大統領は、日本が日本防衛のために駐留する米軍の経費の内の直接費用に十分に見合う貢献を行うとする旨の取り決めを日本との間に結ぶための交渉に入る。
- (2) 大統領は、日本政府および米国の太平洋同盟諸国に招請状を送り、各国の憲法および、それぞれの国防の諸条件を含めた安全保障に関する多国間協議を、毎年、開催する。

(d) 報告書

- (1) 議会がこれ以後の行動を必要とするか否かを定めるため、大統領は、1990年4月1日までに、第(3)パラグラフにていう議会の諸委員会に対し、次の点に関する現状と結果についての最初の報告書を提出する。
 - (A) 第(c)サブセクションの(1)にていう日本との交渉。
 - (B) 第(c)サブセクションの(2)にて必要とされる招請、そしてその招請の結果の協議内容を含む。
- (2) この法が発効して1年以内に、大統領は、第(1)パラグラフでいう事項に関する現状と結果について議会の委員会に対し、第二の報告書を提出する。
- (3) このサブセクションにていう議会の委員会とは上下両院の国防関係の諸委員会、上院外交委員会、および下院外交委員会をいう。

第914項 海外基地に配置される軍人軍属の家族にかかる費用に関する報告書

第915項 米韓の安全保障関係および東アジアにおける他の安全保障に関する事項

- (a) 事実認定。議会は、次の事実を認める。

- (1) 朝鮮戦争の終結以来、韓国は、経済力および軍事力の再建においてめざましい発展をしてきた。
 - (2) この発展にもかかわらず、朝鮮半島における北朝鮮と韓国の間での軍事バランスは均衡していない、また北朝鮮は韓国の安全に対する重大な脅威となっている。
 - (3) 米韓の同盟関係は、米韓両国の安全保障にかなりの程度寄与してきた。
 - (4) 韓国は、国防費が国家予算の約3分の1を占めているように、自国の安全保障に国家的資源の大半を捧げてきた。
 - (5) 米国は、韓国と共有する安全保障利益を守るために、約4万4000の米軍兵力を含め国家的資源のかなりを費やして貢献してきた。
 - (6) 韓国に駐留する米軍のプレゼンスは、朝鮮半島の平和の保持に貢献し、軍事的抑止として働き、そして韓国防衛に対する米国によるコミットメントの有形の表明である。
 - (7) 1954年米韓相互防衛条約にもとづき、米国は韓国の安全保障と領土保全に対してコミットメントをもつ。
- (b) 米韓の安全保障関係についての議会の認識
- (1) 議会は、次のように認識する。
 - (A) 米国は、韓国における米軍の任務、兵力構成、兵力配備地について再検討するべきである。
 - (B) 韓国は、自国の安全保障に関し一層の責任を引き受けるべきである。
 - (C) 韓国は、韓国防衛のために駐留する米軍の経費の内、直接費用についてより多くを補完して支払うべきである。
 - (D) 米韓は、韓国駐留米軍の部分的、漸次的削減に関しその実現可能性および望ましいあり方について協議するべき行動である。
 - (2) 議会がこれ以後の行動を必要とするか否かを定めるため、大統領は、

1990年4月1日までに、第(d)サブセクションにて述べる議会の委員会に対し、第(1)パラグラフの(D)にて言及する事項に関して米韓で行なった協議の現状と結果についての最初の報告書を提出する。

- (3) この法が発効して1年以内に、大統領は、第(1)パラグラフの(D)でいう協議の現状と結果について議会の委員会に対し、第二の報告書を提出する。

(c) 東アジアにおける軍事プレゼンスに関する報告書

- (1) 大統領は、1990年4月1日までに、第(d)サブセクションにていう議会の委員会に対し、韓国を含む東アジアにおける米軍のプレゼンスに関する報告書を提出する。大統領は、同報告書に東アジアにおける引き続き米軍のプレゼンスに関連した戦略計画を含める。

- (2) このサブセクションで要求される報告書には、具体的に以下の点を含める。

- (A) 東アジアにおいて米国および同盟国の安全保障計画を作成していく際に、ソ連および中国の最近の動向のもつ意味についての評価。
- (B) 米軍の能力強化と戦力維持にかかる費用の低減化を可能にするために、その任務、戦力構成、配備地に関する変更の確認。
- (C) 米国が負う防衛責任と現に負担する費用を東アジアの同盟国へ移転する方法に関する議論。
- (D) 国が自国の安全により寄与できる追加的行動の確認。
- (E) 沖縄駐留の米軍に関し、その軍民関係の改善と訓練の増大を目的とする再構築にむけた実現可能性に関する議論。
- (F) フィリピンにある米軍施設の継続使用に関する米比間交渉の現状の展望に関する議論。
- (G) 駐韓米軍が地域安全保障における役割を果たす必要条件是依然とし

て存在するか否かに関する評価。

(3) このサブセクションで要求される報告書は、以下の実現可能性および望ましいあり方についての議論を含め、韓国における米軍のプレゼンスに関する5カ年計画についても記述する。

- (A) 駐韓米軍の部分的、漸次的削減。
- (B) 駐韓米軍の経費の内、直接費用に関する韓国のより多くの補完。
- (C) 米軍人と韓国国民との間の摩擦を減らすための韓国内における米軍基地の再編。
- (D) 一定の軍事的任務及び指揮権の移管を促進するよう国連と米韓二国間指揮命令取り決めの変更。
- (E) 北東アジアにおける緊張を和らげるのに役立つ信頼醸造措置。
- (F) 韓国が取りうる自国の安全保障への責任をより多く引き受ける追加的行動。

(d) 報告書の議会提出先

このセクションにていう議会の委員会とは上下両院の国防関係の諸委員会、上院外交委員会、および下院外交委員会をいう。

3 1991会計年度国防権限法

東ヨーロッパでの民主化、その結末として「鉄のカーテン」が崩壊した1989年が終わると、1990年は、まさにポスト冷戦という言葉が、さまざまな場面に飛び出してきた。冷戦の大きな担い手の一つであった米軍部は変化への対応を迫られていた。

チェイニー国防長官は、1990年1月11日、例年おこなわれている国防および

エネルギー関連予算要求において、マイナス伸び率の予算案を提示した。その内容は、武器調達方針の変更を人員削減により、1991会計年度に23億ドル、1995会計年度末までに合計390億ドルの削減をおこなうとしていた。武器調達方針の変更とは、官僚手続きの簡素化や似た機能を持つ組織の整理統合を通して、供給とメインテナンスの効率化を目指すものである。人員削減は、以上の簡素化を整理統合によって、現在これらの仕事に従事している58万の軍人、文官を1991会計年度中に1万6000人、1995会計年度末までに4万2000人を削減することである¹⁶。

ナン上院議員の「疑いもなく、基本的変化と基本的検討が起こっている」という言葉に代表される議会の空気を先取りして、チェイニーは削減計画を織り込んだ予算案を発表した。同時に、削減については「理知的に、秩序正しく進めようではないか」と議会への理解を求める呼びかけを忘れない。また、チェイニーは、米ソ間の関係が緊張緩和の方向へと変化してきているが、「数カ月後、数年後、ソ連の政治的展開は、不透明」であり、その戦略兵器の近代化にペースダウンはみられない、と対ソ警戒心を強調する。もちろん、議会の保守派の中にはチェイニーと見解を同じくする者もいた¹⁷。

ブッシュ政権の正式の予算案は当初3070億ドルであったが、3069億ドルに削って提出された。1990年度の要求額に比べ実質減であったが、議会から一層の削減の声が強かったからであった。

上院軍事委員会は、7月13日、国防予算案を2890億ドルまで大幅に削減する国防権限法案を承認した。同委員会案は、チェイニーが求めた13の武器開発計画のほとんどを削り、さらに1991年度以降の計画に対し大幅な削減修正を含めていた。兵力については、チェイニー案の3万8000よりも大幅な現役兵員削減（10万）を求めていた。そして、1995会計年度末までに、38万5000の現役兵員の

¹⁶ Congressional Quarterly Almanac, 101st Congress, 2nd Session, 1990 (Washington, DC : Congressional Quarterly Inc., 1991), P.673.

¹⁷ Almanac, *ibid.*, P.672.

削減という長期計画を盛り込む一方、チェイニー案での予備兵力削減を拒否した¹⁸。

下院での審議は例年ならば軍事委員会で始まるのだが、この年は、民主党幹部会で国防権限法をめぐる論戦が展開された。3月に開かれた非公開の幹部会で、ブッシュ政権案よりも大幅な軍事費削減を求める声に代わり、大幅な削減は政治的に非現実的だとの意見が台頭してきた。次第に、削減は単年度ではなく、5年あるいはそれ以上の期間にわたって段階的におこなうという方向で、民主党内がまとまりかけていた。

これまでタカ派として知られてきた下院軍事委員長のアスピンは、兵器調達を大幅に削った試案を発表した。その予算規模は、ブッシュ政権より240億ドル、上院軍事委員会より60億ドル少なかった。さらに、アスピンは、これまで支持してきたB-2爆撃機製造から制限の方向に転換した。アスピンのリードの下で、7月31日、下院軍事委員会は、283億ドルの国防権限法を承認した。同委員会案では、現役兵力12万9500の削減の中にヨーロッパ駐留米軍5万の削減を含んでいた¹⁹。

上院本会議は、B-2爆撃機問題が冷戦の終わりにどのように対応するのかという象徴的な争点となっていた。国防費削減の圧力は、兵器開発、国内基地の閉鎖、武器調達、麻薬戦争、環境汚染対策など大きな影響を与えていた。同盟国関係では、スペインのトレヨン空軍基地からイタリアのクロトン空軍基地へ移される予定のF-16の72機について、その配備に伴う基地建設への米国の負担支出を禁ずる修正案が提出された。その背景には、議員の間で国内基地の閉鎖による地元経済の悪化への焦燥感があった。同修正案は僅差で否決されたものの、軍事委員会案を上まわってヨーロッパ駐留米軍を8万削減する修正案が可決された²⁰。8月4日、イラクのクウェート侵攻直後、国防権限法案は上院を

¹⁸ Almanac, *ibid.*, P.676.

¹⁹ Almanac, *ibid.*, P.677.

²⁰ Almanac, *ibid.*, P.678.

通過した。

下院本会議は、9月11日、国防権限法案の審議に入った。国防省は大統領拒否権をちらつかせながら、下院軍事委員会案の戦略兵器の削減、国内基地閉鎖の延期、通常兵器より対ソに向けた戦略兵器の削減の方向に弾みをつけた。

本会議で多くの議員の関心を集めた争点の一つは、集団防衛のための費用に対する同盟国の負担増大をもとめるバーデン・シェアリング論議であった。批判の多くは、米国がその国民所得のかかなりの部分の額をつぎ込んで同盟国（ここでは、特に日本とドイツ）の安全保障を確保するのは、経済的には競争相手である日本とドイツに対し補助金を出すようなもの、という論理で構成されていた。イタリアのクロトン空軍基地の建設費用問題が取り上げられたのは、議会にこうした同盟国へのバーデン・シェアリング要求の声が高まっていたからに他ならなかった。

湾岸危機が深まる中、デーヴィッド・ポニアー（ミシガン・民主党）は日本政府が駐留米軍経費の全額を支払わないときには、在日米軍5万を毎年5000人ずつ削減する修正案を提出した。この案は、湾岸危機への日本の貢献に焦燥感を募らせている議員たちの対日感情を背景にしていた。その案の提出によって、そうした対日感情が増幅した。一方で、ステファン・ソラーズ（ニューヨーク・民主党）は、在日米軍は米軍の利益にかなっている、また米軍兵士の給与を日本政府に要求するのは米軍の傭兵化だ、と批判した。ポニアー案は、日本に警告を与えるべきという声に包まれて、370対53で可決された。だが、同案は最終的には生き残れないだろうというのが、支持した議員の予想だったという²¹。一方、同盟国に関して、海外の米軍基地で働く現地雇用員の給与の大幅削減をもとめる修正案が出され、一括承認で認められた。

それぞれの国防権限法がそれぞれの本会議を通過したため、10月2日、上下両院の合同会議に両案が付された。そこでの主要な争点は、予算規模、B-2爆

²¹ Almanac, *ibid.*, P.682.

撃機製造、SDI、そして削減兵員数であった。予算規模は、民主党リベラル派からの反対があったものの民主党幹部とブッシュ政権の妥協がなされていたため、上院案の2890億ドルをわずかに下回る2883億ドルが認められた。B-2については、追加製造費を認める一方で、製造コスト上昇分については、特に決めなかった。それは、それぞれの見解をすり寄せることができないための措置であったという²²。SDIは、計画そのものを五つに分けそれぞれの費用に10パーセントまで増額を認めるが、全体額は289億ドル以内とした。兵員の削減は、チェイニーと下院軍事委員会の間で妥協がおこなわれ、8万の削減となった。在日米軍兵力の上限を5万とすることにしたが、毎年5000人削減は削除された（国防権限法第1455項の(B)）。

東アジア関連部分

「1991会計年度国防権限法」

第XIV タイトル 一般規定

第1454項 研究開発に関する日本との協力

- (a) 議会は、次の事実認定を行う。
- (1) 日本は、かなりの高度技術および製造能力を高めてきている。
 - (2) これら能力は、十分に民生用および軍事の両方の研究開発および製造に適用できる技術を生み出している。
 - (3) これら技術を米国が使えるとなると、米軍の装備の開発および製造をますます強化するであろう。
 - (4) 1983年の日本の軍事技術の移転に関する日米間の覚え書きの交換以来、両交換の技術協力のレベルおよび質は満足できるものではない。
 - (5) 日米間の技術研究開発に関する効果的な協力は、両国の安全保障に寄与

²² Almanac, *ibid.*, P.687.

するであろう。

(b) 議会の承認

- (1) 日米は、両国の安全に貢献する技術についての協力を強化するべきである。
- (2) 両国間の技術協力において、公平かつ相互に協力の費用および便益分担がなされるべきである。
- (3) 国防長官は、日本との技術協力の実施および監督の責任を負う国防省内にこれらの活動に関する要員、資金、組織を改善するべきである。

(c) 研究開発の協力

第 (a) サブセクションおよび (b) サブセクションに鑑み、議会は大統領と直接的には国防長官に対し、日米両国の安全に寄与する技術、殊に、通常「軍民両用」技術とされる民生用および軍事用の双方に適用できる技術に関する協力を一層推進するよう強く要求する。

(d) 研究開発計画の協力

- (1) 基礎研究、試作的研究、および先端研究に関する第201項にて予算支出が認められる第 (2) パラグラフおよび第 (3) パラグラフにもとづいて、以下の目的をもつ日米間の覚え書きあるいは公式的取り決めによって進められる研究開発に関する日米共同計画に1000万ドルを支出できる。

(A) 新規の通常型国防用装備の改良

(B) 米軍の要求をみたすような現存装備の改良

- (2) (A) 第 (1) パラグラフでいう研究開発のための資金は、国防長官が次の通り判断するときのみ、特定の研究計画の支払いに充て、そして拡充できる。

- ① 技術レベルの向上を通じて、ある特定計画が日米の通常型防衛能力を改善する。
 - ② 公平な研究開発費用の分担を記した覚え書きあるいは他の公式文書にもとづく。
 - (B) 国防長官は、第 (A) サブパラグラフのもとでの責任ある実施に関し、国防長官代理あるいは国防次官購入担当のみにその判断をゆだねることができる。
- (3) 第 (1) パラグラフでいう研究開発計画のための資金を、戦略防衛計画 (SDI) の開発研究に充ててはならない。

(e) 要員スタッフ

国防長官は、国防次官代理（国際計画担当）室に、第 (d) サブセクションの下で資金支出が可能となる日米の共同研究開発の監督という具体的目的のための要員スタッフの増加を強く求められている。

第1455項 日本に駐留する米軍兵員の恒常的上限と駐留米軍支援に対する日本の貢献

(a) 目的

この項の目的は、日本に対し米軍が日本に駐留することで生じる直接費用（米軍人および軍属への給与および諸手当以外）を補完するよう要求することである。

(b) 駐留米軍兵員の恒常的上限

日本に駐留する米軍の兵員がいかなるときにでも5万を超える場合には、この権限法、あるいはこれ以後の権限法に述べられる権限を遂行するための予算を執行できない。

(c) 同盟国のバーデン・シェアリング（負担分担）に関する議会の認識

- (1) 議会は、日本がイラクに対する国連安保理決議を実効たらしめる重要な財政的支援をおこなってきたと理解している。
- (2) 議会は次の点を認識している。
 - (A) 国際的な安全保障とその安定という利益を享受するすべての国は、安全と安定を維持する責任をそれぞれの国に比例して共有するべきである。
 - (B) 国際的な安全保障と安定へ貢献する日本の経済力を考慮すると、日本はその能力に応じた貢献をしなければならない。

(d) 交渉

この法の発効後可能な限り早い段階で、大統領は日本における米軍兵員の駐留経費の内、すべての直接コスト（米軍・軍属の給与および手当を除く）を日本が補完するという合意に1991年9月30日までに達するべく、日本との交渉に入る。

(e) 例外

- (1) この項は、宣戦布告、あるいは日本への武力攻撃がなされたときは、適用されない。
- (2) 以下の場合には、大統領はこの項を棄権できる。
 - (A) 大統領が非常事態宣言をするとき、あるいは米国の国家安全保障の利益を考慮してこの項の棄権を必要とすると判断したとき、そして
 - (B) 議会に対し、この項の棄権とその理由をすみやかに通告したとき。

する米国にかかる費用の制限。

(a) 制限

1991会計年度中の海外米軍基地にて雇用されている外国人への給与及び他の報酬の支払いの費用に関し、国防長官は、1991会計年度終了までに、米国法 (1105 of title 31, U.S.C) 第31タイトル第1105項にもとづいて大統領が議会に提出した1991会計年度予算のうちの同費用として要求した額以内の25パーセントにあたる額の削減を行う。

(b) 棄権の権限および通告義務

もし国防長官が米国の安全保障利益を考慮して必要と認めるときには、長官は第 (a) サブセクションのいう措置を放棄できる。もし同サブセクションを放棄するときは、国防長官は議会に対し、放棄の理由を含め、通告する。

第1457項 諸外国との安全保障取り決めおよびコミットメントに関する年次報告書

(a) 報告書の提出

大統領は、下院軍事委員会および外交委員会、そして上院軍事委員会および外交委員会に対し、米国の諸外国との安全保障取り決めおよびコミットメントに関する報告書（公開用および非公開用の両方）を毎年提出する。

(b) 含まれるべき事項

大統領は、同報告書に次の点を含める。

(1) 次の記述を含む。

(A) 諸外国との安全保障取り決めあるいはコミットメントが何にもとづくのか、たとえば (i) 相互防衛条約、事前物資集積申し合わせあるいは協定、基地アクセス協など、あるいは (ii) 表明された政策など。

(B) それぞれの取り決めあるいはコミットメントの歴史的起源

- (2) 米国の国防兵力構成の計画している削減を基礎にして、そのコミットメントを満たすだけの能力を米国が持つのかについての評価。
- (3) 今後計画している兵力構成の削減の中で、これらのコミットメントを満たせる計画。
- (4) 変化する国際安全保障の状況を考慮に入れて、これらの取り決めあるいはコミットメントに関する継続、修正、あるいは終了の必要性についてのアセスメント。

(c) 報告書の締め切り

- (1) 第 (2) パラグラフを除き、大統領は毎年2月1日までに第 (a) セクションにて必要とされる報告書を提出する。
- (2) 1991年に提出する報告書の限り、第 (b) サブセクションの第 (2)、第 (3) および第 (4) パラグラフにて言及する評価、計画およびアセスメントについて提出期限は、1991年5月1日までとできる。

4 1992会計年度国防権限法

1991年2月、ブッシュ政権は、1992会計年度国防およびエネルギー関連予算として2908億ドルを議会に要求した。それは、チェイニーが1990年6月に明らかにした1991から1995会計年度わたる全兵力の四分の一削減計画の一環であった。具体的には、1995会計年度末までに、1990会計年度の200万を165万の兵力へ、陸軍の18個師団を12個へ、545隻の海軍艦艇を451隻へ、空軍の24個戦闘航空団を15個へ、それぞれ削減する計画である。兵力削減の一方で、国防省予算案は、高い頻度の訓練、装備のハイテク化を織り込んでいた。予算規模として

みると、国民総生産に国防関係費のシェアが、第二次大戦後では最小という記録を作った。湾岸戦争において米国に有利に展開し、そして米国が勝利を得たことは、国防権限法の審議過程に大きな影響を与え、ブッシュ政権の要求を承認する方向で進んだ²³。

下院軍事委員会の審議は、新たなハイテク武器の開発と従来の武器の生産ラインの保護との間で揺れた。国防省が装備のハイテク化を求めたのに対し、選挙区に国防関係の企業を持つ議員は、これらで生産される兵器調達を強く求めた。その結果、B-2爆撃機配備、SDI関係の予算を削り、予備役の兵器購入、新型輸送機、従来型のF-14の購入に、要求以上の予算をつけた。なお、ハイテク化については、いわゆる軍民両用技術の促進を法案に入れることで妥協がなされた。予算規模は政府要求より膨れあがった額となって、5月8日、国防権限法の委員会案が採択された。

下院本会議での審議もまた、ハイテク兵器か従来型かで議論が戦わされた。共和党の議員の中からもチェイニー案への不支持が37票まで上がり、127対287のチェイニー案反対多数で委員会案が承認された。これら共和党議員の行動の背景には彼らの選挙区には、従来型の兵器の生産工場があったからである。しかし、湾岸戦争を勝利に導いたブッシュへの人気は高く、民主党の中からチェイニー案に賛成する声が22票に上がった²⁴。

同盟国関係に関し、民主党ハト派から相互防衛費用についての同盟国の一層の負担増を求める修正案が相次いだ²⁵。パトリア・シュロイダー（コロラド）、バイロン・ドーガン（ノース・ダコタ）、チャールズ・シューマー（ニューヨーク）らに代表される民主党内の同盟国のパーデン・シェアリング増を要求する議員たちは、その勢いを増していた。1995会計年度末までにヨーロッパ駐留米

²³ Congressional Quarterly Almanac, 102nd Congress, 1st Session, 1991 (Washington, DC: Congressional Quarterly Inc., 1992), PP.393-394.

²⁴ Almanac, ibid., PP.395-396.

²⁵ Almanac, ibid., PP396-397.

軍を10万以下に削減する、というシュロイダー議員の修正案は、賛成多数で承認された（同国防権限法第1041項）。国防権限法発効後6か月以内に大統領に同盟国との間で防衛負担協定に関する交渉に入るよう求めた修正が、ドーガン議員によって提出され、承認された（同国防権限法第1046項）。また、海外の米軍基地で働く現地雇用員7万6500人のうち、1995会計年度末までに、その四分の三を削減し、それらの給与を駐留受け入れ国政府が負担する、というジョン・ブライアント（テキサス）修正案が承認された（同国防権限法第1054項）。他方で、米国が負担するヨーロッパ、韓国、日本での駐留経費を80億ドルに抑える修正案は、167対255で否決された。また、1995年までに在韓米軍を3万に削減する修正案は、143対275で否決された。ちなみに、ブッシュ政権は1990年の東アジア戦略の中で在韓米軍を3万6000に削減する計画を明らかにしていた（同国防権限法第1044項）。

こうして、5月22日、2910億ドルの国防権限法案が下院本会議を通過した。

上院軍事委員会の審議は、ポスト冷戦の米国の基本政策の中で、戦略ミサイルとB-2 同国防権限法第1046項爆撃機生産がどうあるべきか、について集中した²⁶。ナン委員長と共和党議員の連携が功を奏して、ブッシュ政権案をほぼ踏襲し、B-2 配備、対ミサイル防空システムなどから限定的ながら、乗員において同法案は承認された。上院での委員会案は、先に下院を通過した案とは、B-2、SDIについて大きく異なっていた。上院本会議での議論もまた、SDIとB-2に向けられた。これらの争点については、ほぼ委員会案が承認された。同盟国関係については、ヨーロッパ駐留米軍を10万以下にする計画に着手するべきだとする修正案が、ハワード・マチェンバウム（オハイオ、民主党）から提出され、承認された²⁷（同国防権限法第1041項）。こうして、8月2日、国防権限法案が上院を通過した。

²⁶ Almanac, *ibid.*, PP397-398.

²⁷ Almanac, *ibid.*, P.399.

上下両院の合同会議にて、それぞれの国防権限法案の相違点をめぐって詰めの作業がおこなわれた。相違件数は1400件を超え、合意に達するまで3ヵ月を要した²⁸。上院の案を基本的に採用する形で、国防権限法の最終案が仕上がり、11月18日に下院、11月22日に上院がそれぞれ承認した。同最終案は、戦闘用航空機への女性パイロットの搭乗禁止を撤廃し、ブッシュ政権の提案通り10万6000の現役兵員削減を承認すると同時に、予備役、州兵の3万7580以上の削減(ブッシュ政権は10万5000の削減を求めていた)を決め、MXミサイル開発の中止を盛り込み、また別の法案で旧ソ連への5億ドル援助を決めていた。

結果として、議会はブッシュ政権の国防関連予算にほとんど削減をおこなわなかった。特に、ペンタゴンの戦力再構成計画やブッシュのいう「新世界秩序」構想を超えて、議会在が安全保障政策を牽制することはなかった。それは、議会在が基本的に国防省のすすめるポスト冷戦時代に応じた戦略構成は適切におこなわれていると認めたからだ、といえるだろう。

東アジア関連部分

「1992 会計年度国防権限法」

第1043項 アジア太平洋の安全保護に関する戦略的枠組みと責任の配分

(a) 事実認定。議会在は、次のような事実を認める。

- (1) 米国と東アジアの同盟諸国との同盟関係は、この地域の安全に十分に貢献している。
- (2) 東アジアに米軍の前方展開と海軍プレゼンスを維持することは、米国の国家利益となっている。
- (3) 東アジアの多くの国、とりわけ日本、韓国の経済的、政治的、社会的発

²⁸ Almanac, *ibid.*, P.400.

展のペースは、今後も加速する。

- (4) こうした発展の結果、これらの国々の自国の安全保障に対する責任への貢献能力は、劇的に増大している。
- (5) 日本、韓国の防衛バーデン・シェアリング（負担分担）のレベルは高まっているが、引き続いて分担の一層の拡大が望ましい。
- (6) 米国は、アジア太平洋の友好国、同盟国の安全保障に今後もコミットメントを継続する。

(b) 議会の認識。議会は、次のように認識する。

- (1) 米国は、ハワイを含むアジア太平洋における米軍の任務、戦力構成、および配備地について、定期的に再検討するべきである。
- (2) 米国は、また、フィリピン、日本、韓国の状況を特別に考慮してアジア太平洋における米軍基地構成について定期的に再検討し、展開する戦略的必要性に応じた基地、前方展開、海上及び陸上の事前集積、水陸両用兵力、および戦略輸送を決定すべきである。
- (3) 米国は、地域の平和、米国、および友好国、同盟国に対する脅威、および潜在的脅威について、定期的に再検討するべきである。
- (4) 米国は、アジア太平洋において現在進行する米軍の部分的、漸次的削減に関し、その実現可能性および望ましいあり方について評価を継続して行うべきである。
- (5) 第 (a) サブセクションの (3) を考慮に入れると、日本と韓国は、それぞれの安全と地域の安全に対して、一層の責任を引き続き引き受けるべきである。
- (6) 日本と韓国は、それぞれの防衛のために駐留する米軍にかかる経費の内、直接費用を引き続き補完して支払うべきである。
- (7) 日本は、世界の安全に重要な地域にある国々への政府開発援助を通じて、

世界の安定の改善にむけた貢献を引き続き行うべきである。

(c) 報告書の提出義務

大統領は、1992年4月1日までに、上下両院の国防関係の諸委員会、上院外交委員会、下院外交委員会に対し、ハワイに展開する米軍を含めアジア太平洋における米軍の戦略配置および兵力構成に関する報告書を提出する。大統領は、この地域で継続する米国のプレゼンスに関連した戦略計画について同報告書の中で述べる。

(d) 報告書の内容

第(c)サブセクションにて要求される報告は、具体的に以下の事項を含む。

(1) 米国とアジア太平洋の友好国、同盟国に対する潜在的脅威を考慮に入れた地域軍事バランスにおける傾向の分析。その際、以下の点に特別の配慮を払う。

(A) アジア太平洋における米国と同盟国の安全保障計画を作成する際、ソ連、中国における最近の動向に関する意味づけ。

(B) カンボジアにおける内戦にみられる地域紛争。

(2) 核兵器、生物兵器、化学兵器、長距離ミサイルおよび他の運搬システムなどを取得し、その配備に関する傾向、そして武器技術の移転を不安定化させる潮流、などについての評価。

(3) 東アジアにおける米国の果たす安全保障の役割が存在し続ける必要条件についての評価。

(4) 以下の変更に関する確認

(A) アジア太平洋に展開する米軍の能力を強化しその維持コストを低廉化するような任務、戦力構成、そして配備地に関して。

(B) 米国本土と他の地域における不測事態と予備役兵力について。

- (5) アジア太平洋における米軍基地の構成網について、フィリピン、日本、韓国における動向に特別の配慮を払いながら、展開する戦略的必要性に応じた基地、前方展開、海上及び陸上の事前集積、水陸両用兵力、および戦略輸送などの点をふくめた再検討。
- (6) フィリピンのクラーク空軍基地および他の軍事施設からの撤退についての戦略的意味に関する議論。
- (7) 東アジアにおいて米国に友好的なシンガポールおよび他の国の施設への米軍のアクセスの拡大とその必要性に関する議論。
- (8) アジアにおける米国の友好国と同盟国が行ってきたバーデン・シェアリング（負担分担）と共同防衛に対する貢献、そして米国が現在負う増大する防衛責任と費用をアジア太平洋の友好国と同盟国に移転する方法、などについての最近の傾向に関する議論。
- (9) 米軍人と日本、韓国の国民との間に生じる摩擦を緩和するための米軍基地とその兵員の再配置に関する実現可能性についての評価。
- (10) 東アジアの同盟国への軍事任務および命令指揮権の移管を促進する二国間指揮権申し合わせにおける変更に関する議論。
- (11) 以下の点の変更に関する議論。
 - (A) 米国と友好国、同盟国間の武器及び軍事技術のフロー。
 - (B) 武器および技術に関する貿易バランス。
 - (C) 軍事技術における米国と友好国、同盟国間の依存および相互依存関係。

第1044項 在韓米軍

(a) 事実認定。議会は、次のような事実を認める。

- (1) 米国は、1992年末までに、在韓米軍の兵員を3万6500とする削減を計画している。

- (2) 国防省は、右のレベルを下回る在韓米軍の削減に関する具体的計画を発表していない。
 - (3) 韓国の南北統一院によれば、北朝鮮の1989年の国民総生産は推計210億ドルであり、韓国銀行によると同年の韓国経済の規模は2100億ドルとなり、それら比は1対10である。韓国経済企画委員会によれば、現在の経済成長率で見ると韓国の一年間の経済の拡大規模は、北朝鮮の全体の経済規模にほぼ相当する。
 - (4) 韓国は、軍事、外交のレベルで活発な対応を余儀なくされる北朝鮮からの実質的な軍事的脅威に、引き続き直面している。
 - (5) 韓国は、日本政府が負担する在日米軍駐留経費のレベル、実際の費用に比べると依然として少ないが、在韓米軍駐留経費への受け入れ国支援（ホスト・ネーション・サポート）の増大を決定した。
 - (6) 韓国が過去5ヶ年に実質額で年平均6パーセントの防衛費増大を続け、現在では国民総生産の4.2パーセントにまで拡大してきたと、我々は認めるけれども、米国の国民総生産に占める国防費が4.9パーセントであることに比べると、韓国の努力は少ない。
- (b) 議会の認識。議会は次のように認識する。
- (1) 韓国は、米国の重要な同盟国であり、両国は重大な政治的、経済的、安全保障上の利益を共有している。
 - (2) 朝鮮半島の安全の状況と韓国経済規模と活力に比例して、議会は、次のように認識する。
 - (A) 国防省は、在韓米軍の削減が1992年末に完了する後に、北朝鮮からの攻撃に対する米軍のクレディビリティあるいは効用を損なうことなく更なる在韓米軍の削減が可能か否かについて、検討するべきである。

(B) 韓国は、その安全保障上の必要条件を満たすよう、とくに兵力近代化の領域において、より一層の努力をするべきである。

(3) 韓国政府は、在韓米軍駐留経費への受け入れ国支援（ホスト・ネーション・サポート）を、日本政府が負担している在日米軍駐留経費への受け入れ国支援（ホスト・ネーション・サポート）に近いレベルまで増額するべきである。

(c) 大統領からの報告

(1) 大統領は、議会に対し、独立したひとつの報告書かあるいは関連する他の報告書の中において、朝鮮半島の安全保障の全体的状況、そこでの安全に関わる政治的、経済的動きの持つ意味、そして以下の領域での米国の政策についての報告書を提出する。

(2) 同報告書にて扱う争点は、次の通り。

(A) 朝鮮半島における軍事バランスの質的および量的評価。

(B) 韓国軍隊が必要とする武器、装備などに関する記述。

(C) 米軍が必要とする武器、装備などに関する記述。

(D) 米韓関係、中韓関係、ソ連関係に関する記述。

(E) 北朝鮮内の変化についての見通し。

(3) 同報告書は、公開用および非公開用の両方のフォームにて1992年6月30日までに送付される。

第1045項 日本、韓国によるバーデンシェアリング（負担分担）への貢献

(a) 分担金の受け入れ先

1992会計年度および1993会計年度中、国防長官は、第(c)サブセクションで述べる目的に合致する日本及び韓国からの現金による分担金を受け入れることができる。

(b) 予算への組み込み

第 (a) サブセクションで受け入れた分担金は、当該年度中の国防省の予算に組み込まれ、その目的に合致して支出される。組み込まれた分担金は、次のように支出する。

- (1) 組み込む予算に入れる。
- (2) 当該年度の予算と同様な扱いをする。

(c) 分担金の使途

第 (a) サブセクションで受け入れた分担金は、分担金を拠出する国における次の費用の支払いにのみ充てる。

- (1) 国防省が雇用するそれぞれの現地職員への補償。
- (2) 国防省が行う基地建設計画。
- (3) 国防省が行う供給サービス。

(d) 基地建設の権限

第 (b) サブセクションで国防省予算に組み込まれた分担金は、次のように支出できる。

- (1) 国防長官は、その分担金を分担の目的に合致する基地建設に充て、その他に充てることはできない。
- (2) あるいは、国防長官の承認を得て、陸、海、空の各省の長官がその分担金を同様な計画に充てることができる。

(e) 通告と待機義務

(1) 第 (d) サブセクションのもとで基地建設を実施するとき、国防長官は、議会の国防関係の諸委員会に対し、次の内容を含む報告書を提出する。

- (A) 同計画の必要性についての説明。

(B) 同計画の費用見積。

(C) そして、同サブセクションの下での同計画の正当性。

- (2) 国防長官あるいは陸、海、空の各省の長官は、第(1)パラグラフに基づく国防省長官らの報告書が提出された日から21日の間、第(d)サブセクションのもとでの基地建設に着手してはならない。

(f) 報告書

国防長官は、1992会計年度および1993会計年度のそれぞれ四半期後30日以内に、議会の国防関係の諸委員会に対し、日本、韓国に関して次の内容を含むそれぞれの報告書を提出する。

- (1) それぞれの前四半期に第(a)サブセクションにもとづいて受け入れた分担金の額、および分担金拠出の目的。
- (2) それぞれの前四半期に執行した分担金の額、および執行された分担金の目的。

第1046項 防衛費分担

(a) 防衛費分担に関する取り決め

- (1) 大統領は、第(2)パラグラフでいう諸外国と協議を行い、この法の発効後12ヵ月以内に、公平な防衛費分担に関する合意に達する。
- (2) 第(1)パラグラフで言及する諸外国とは、次の通り。
- (A) NATO加盟国（米国を除く）
- (B) 米国との二国間あるいは多他国防衛協定において、米軍戦闘部隊の恒常的な駐留あるいは米軍の戦闘装備の配備が行われている国。
- (3) 第(1)パラグラフで求められるそれぞれの防衛費分担取り決めは、現金補償あるいは原因以外の物、サービスによる貢献、それらの組み合わせなどにより、これら防衛協定で謳われている事項の実施のためにかかる米軍

の費用について、当該国は米国との間で公平な分担に合意する、と謳わなければならない。

(b) 例外

第 (a) サブセクションは、海外軍事融資計画に関連する武器輸出管理法 (22U.S.C.2763) 第23項、あるいは経済支援基金に関連する1961年海外援助法 (22U.S.C.2346et seq.) パート2の第4章の下で、援助を受けている国。

(c) 協議

第 (a) サブセクションにて必要とされる協議を実施する際、大統領は、国防省と1989会計年度国防予算法 (10U.S.C.113note) 第8125項の (C) の下で創設される大使級ポストを実現可能なよう最大限に活用しなければならない。

(d) 同盟国の相互防衛に対する支払いについての説明

国防長官は、第 (a) サブセクションによる外国との個々の取り決めにもとづく防衛費分担に関する会計帳簿をつける。同帳簿には、個々の国がおこなう以下の事項が記される。

- (1) 合意した分担額とその貢献の性格
- (2) 調達された分担額とその貢献の性格
- (3) 米国の参加を意図し多国間で拠出される共同防衛のための計画への追加的分担と貢献。
- (4) 多国間で拠出される共同防衛のための計画への米国の分担と貢献
- (5) 多国間で拠出される共同防衛のための計画への米国を除くすべての国の分担と貢献
- (6) 二国間あるいは多国間協定で謳われている事項の実施のためにかかる米

軍の費用。

(e) 報告書提出義務

国防長官は、連邦法98-525 (P.L.98-525) (22U.S.C.1928note) の第1003項で要求される個々の共同防衛への同盟国の貢献に関する報告書（公開および非公開用のそれぞれを作成する）に、次の記述を含める。

- (1) 大統領が、報告書の当該年度中に第 (a) および第 (b) のそれぞれのサブセクションにもとづいておこなった措置とその展開について。
- (2) 当該年度中に行われた防衛費分担額に関する詳細な会計帳簿について。
- (3) 第 (a) サブセクションに該当せずあるいは第 (b) サブセクションから除外される国が、その国と米国間の防衛取り決めを実施する際にかかる費用と負担をどのように分担するのか、そして、これらの防衛取り決めはどのように米国の安全保障利益へ供するのか、などの点に関する評価。

5 1993会計年度国防権限法

1992年は選挙の年であった。ブッシュ政権が実現した国防関連予算は、1993年から1997年にかけての5年間で500億ドルの削減をうたっていた。それは、1997年までに同政権誕生時の国防関連予算全体の30パーセント削減を目指すものであった。1993会計年度の政府案は2810億ドルであった。兵器調達と開発費が大幅な削減対象となり、兵員25パーセント削減計画への追加削減、また作戦及び維持に関する費用からの大幅な削減は含んでいなかった²⁹。

議会には、大きなジレンマがあった、一つは、景気後退にあった米国経済を

²⁹ Congressional Quarterly Almanac, 102nd Congress, 2nd Session, 1992 (Washington, DC: Congressional Quarterly Inc., 1993), p.484.

考えると、国防費削減に伴って生じる失業者の増大を、議員が政治的に選択できなかった。もう一つは、ポスト冷戦期に入りながら国防費大幅な削減という「平和の配当」を求める議会内勢力がありながら、特定の削減になると合意に達せず、むしろ削減とは逆に、妥協を生み出すためには結果として国防費の増大を招いてきた。

1992年、2月27日、下院予算委員会は、1993会計年度予算決議の中でブッシュ政権の国防関連予算要求を3パーセント以内で削減するよう求めた³⁰。また、下院軍事委員長のアスピン議員は、戦力構成の長期計画の試案を発表し、その中でブッシュ政権の計画でより最大で760億ドル削減可能と主張した。そのアスピン試案は二つの大きな地域紛争-中東と朝鮮半島、及び小さな地域紛争-パナマへの軍事侵攻程度の規模、などに十分に対応できるだけの戦力構成を想定した。同試案は、ロナルド・デュラム（カリフォルニア・民主党）³¹、バーニー・フランク（マサチューセッツ・民主党）らリベラル派の支持を集めたのに加え、比較的保守派とみなされている議員らも国防省が勧める削減計画の少なさに不満を抱いていた。特に、1991年8月のソ連の崩壊以後、ヨーロッパ駐留米軍兵員を15万としたいブッシュ政権への不満には根強いものがあった。だが、同時に、一方では、ブッシュ政権の大幅な国防費削減計画が100万の失業者を生むというナン上院軍事委員長の警告に代表される意見もあった³²。

下院軍事委員会は、ブッシュ政権に対し、供給、維持、一般経費の項目を削減対象とし、従来反対してきたB-2爆撃機配備、SDI開発費を承認した。下院軍事委員会では、これまでの兵器調達方法を変更し、生産に入る前に原型機の

³⁰ 膨張する連邦政府の財政赤字に歯止めをかけるために、ニクソン政権時に「1974年予算法」が制定され、それ以後、いわゆる均衡予算を求める「グラム・ロドマン・ホリング法」（1985年）の制定、「予算執行法」（1990年）の制定などが行われた。その結果、上下両院それぞれの予算委員会がその年度の予算シーリングを決め、これに主要な予算は拘束される。Oleszek (1989), pp.58-77, Davidson & Oleszek (1994), pp.394-408を参照。

³¹ アスピン下院委員長がクリントン政権の国防長官になった後、下院軍事委員長に就任。同氏はハト派議員として知られている。

³² Almanac, op. cit., p.485.

問題点の検査をより厳密に行なうよう命じた。そうした変更のもとで、次期艦上攻撃機（AX）の開発を承認する一方で、海軍のF/A-18艦上戦闘攻撃機のE型、F型、そして空軍のF-22戦闘機やC-17輸送機の生産、配備の予算を大幅に削った。また、現在生産が行なわれているM-1戦車の改良費や1993会計年度で購入を終了する空軍のF-16戦闘機を次年度（1994）にも継続購入するなど、ブッシュ政権の要求案より増額して承認した。これらの増額は、「古い生産ラインを維持するために、時代遅れの技術に資本投資するものだ」とのチェイニーの批判にさらされた。兵力削減について、予備役、州兵は国防省計画より削減率を下げた。全国に散らばる予備役、州兵の削減は、ほとんどの議員の選挙区に影響を及ぼすので、削減は容易ではなかった。実際、1993会計年度に11万6000の削減をする政府案は、委員会ではその約半分の6万7000に縮小した。いわゆる選挙区への政治的な配慮は、さらに、現役兵力の削減で軍を離れる将校、一般兵を、予備役、州兵に優先的に採用するよう付け加えた。下院軍事委員会は、5月13日、2740億ドルの国防権限法案を採択した。その規模は下院予算委員会の予算決議にほぼ近い2.7パーセント削減であった³³。

下院本会議での審議は、アスピピン軍事委員長が民主党中道派と共和党の支持を集めて、民主党リベラル派の反対案に対抗して指導力を発揮した。特に焦点となったSDI開発やB-2爆撃機配備への反対を抑え、本会議でそれらを認める委員会案を承認させた。同盟国関係についてみると、フランク（マサチューセッツ・民主党）議員が海外の米軍基地建設費用から35億ドル削減を求め、米国が負担した駐留経費からの削減分を同盟国政府が代替する場合にのみ米軍の駐留を継続するという修正案を提出した。米国が受け取るべき「平和の配当」を求める彼の主張は、海外の米軍基地や海外駐留米軍に的を絞ることを通じて、議会の国防費削減の声を代替していた。レオン・パネッタ（カリフォルニア・民主党）予算委員長やリチャード・ゲッパート（モンタナ・民主党）院内総務ら

³³ Almanac, op. cit., p.485-487.

のフランク案への支援が続いた。同案は、220対185で承認された（上下両院の合同会議にて修正後、同国防権限法第1301項）。民主党、共和党の賛成、反対の内訳は、それぞれ180-60、39-117、そして無所属の賛成1であった³⁴。

海外配備の米軍の削減に関する修正は、フランク案の他に三つ提出され、承認された³⁵。その一つは、1995年以降もヨーロッパ駐留米軍兵力の上限を10万とするパトリシア・シュロイダー（コロラド・民主党）の修正案であり、フランク案と同程度の支持を共和党から得て、可決された（上下両院の合同会議にて修正後、同国防権限法第1303項）。また、1995会計年度末までに、海外配備の米軍兵力を1992会計年度末時の60パーセント以下にまで削減するというゲッパート議員の修正案が提出された。その案によれば、削減兵力は約16万とみられていた。この案には、同盟国への武力攻撃や大統領の非常事態宣言がおこなわれたときにその実施が除外される免責条項がついていた。採決の結果、225対177で承認された（上下両院の合同会議にて修正後、同国防権限法第1302項）。最後の一つは、ジョン・カシッチ（オハイオ・共和党）とパネッタ議員から提出された修正案であった。それは、米国への防衛協力負担を韓国、NATO諸国などに求める協定の交渉を開始しよう大統領に要求する内容であった。その協定のモデルとなったのが、在日米軍の基地建設、維持管理、税、環境回復などの日本政府による全額負担を定めた日本との間で調印した1991年の協定であった。396対9の多数の支持を受けて、同案は承認された（上下両院の合同会議にて修正後、同国防権限法第1301項）。

下院本会議は、6月5日、予算規模で2700億ドルの国防権限法案を採択した。

上院軍事委員会は、下院で通過した法案と同じ額をSDI開発に認め、またB-2配備を下院と同様の4機を認めた。予算規模でいうと、上院軍事委員会は、下院案より多くブッシュ案より70億ドル少ない2745億ドルであった。

³⁴ Almanac, op. cit., p.487.

³⁵ Almanac, op. cit., p.488.

上院本会議の審議は、SDI開発とB-2爆撃機配備に集中した。そして60以上の修正案が提出されたが、同盟国関係はわずか1件であった。それは、1996会計年度以降のヨーロッパ駐留米軍兵力の上限を10万とする内容であった。9月19日に、上院本会議は2745億ドルの国防権限法案を採択した。

上下両院の合同会議は、それぞれの相違点をすりあわせ妥協をはかり、会期が休会に入る直前の10月1日までに作業を終えた。その最終案は、10月3日に下院、10月5日に上院にて採択され、大統領の署名に回された。両者の妥協は、兵員の削減とその経済インパクトの緩和を軸におこなわれた。相違点の多い兵器調達については、概ね金額の大きい方を採用した。その結果、ブッシュ政権案より72億ドル、上院案より2億ドルそれぞれ少ないが、下院案より32億ドル多い2743億ドルの予算規模の国防権限法となった。

同盟国関係のついてみると、下院案に盛り込まれた4つのバーデン・シェアリング関連案は、修正を加えられ、採択された。まず、米軍基地建設費用を削減、米国が負担してきた駐留経費のうち新たに削減する分を同盟国政府が代替負担する内容のフランク案は、同盟国の負担増を「期待」し、「1994会計年度以降は拘束しない」という緩やかな表現に変更された（同国防権限法第1301項）。また、1995会計年度以降もヨーロッパ駐留米軍兵力の上限を10万とするシュロイダー案は、その実施時期を「1996会計年度以降」に変更を加えられた（同国防権限法第1303項）。さらに、1995会計年度末までに、海外配備の米軍兵力を1992会計年度末の60パーセント以下にまで削減するというゲッパート案は、目標の削減数値を1992会計年度末時の「40パーセントを削減する」、その目標達成時期を「1996会計年度末」へ（同国防権限法第1302項）、それぞれ変更された。韓国、NATO諸国の防衛協力負担増を記す協定への交渉を開始しよう大統領に求めるカシッチ・ベネッタ案は、米軍基地建設費用削減の項に含められた（同国防権限法第1301項）。

東アジア関連部分

「1993 会計年度国防権限法」

第324項 海外米軍基地の環境回復

(a) 議会の認識

議会は、米国の海外軍事基地での環境回復の措置を取るため、基地の置かれている間での環境回復の費用の公平な分担を大統領は求めなければならない、という認識にたつ。

(b) 報告書

国防長官は、Public Law 98-525 (22U.S.C1928) (米国連邦関連法第98-525号) の第1003項のもとづいて作成される公開用および非公開用の毎年の Report on Allied Contributions to the Common Defense (共同防衛への同盟諸国の貢献に関する報告書) のなかに、第 (a) サブセクションを実施するために当該報告書が対象とする期間中に大統領が行った活動とその展開についての記述を求める。

第X IIタイトル 同盟諸国および他の諸国に関連する事項

サブタイトル B-バーデンシェアリング (負担分担)

第1301項 海外基地活動

(a) 財政削減

- (1) (A) 1993会計年度中の海外基地建設のために支出しなければならない国防省の作戦および維持管理、および基地建設 (NATOインフラストラクチャー計画を含む) に関する全予算額は、1993会計年度の基準額から5億ドル削減した額を超えない。

(B) 第 (A) サブパラグラフの目的を図るために、1993会計年度の基準額は、1992年1月付けの国防省報告書の8ページ、そして「1992および1993会計年度国防海外活動資金および被扶養家族資金に関する2ヵ年予算見積修正」について述べる当該年の作戦および維持管理、家族住宅維持費、家族住宅建設費、基地建設費（NATOインフラストラクチャー計画を含む）が含まれる海外基地のための支出額の合計である。

(2) 議会は、海外基地活動のために支出する予算額について1994、1995、および1996会計年度において次のようなことによりかなりの削減が行われる、と認識する。

(A) 海外基地の米軍兵員数は、第1320項、および第1303項修正に一致して削減する。

(B) 第 (e) サブセクションの (1) および (2) が適用される諸外国は、同国内の米軍駐留経費についての分担金を増加する。

(b) 定義

この項における「海外基地活動」とは、家族住宅維持活動、そして基地建設費（家族住宅建設とNATOインフラストラクチャー計画を含む）を含む作戦および維持管理の予算から支出される国防省所属の海外駐留部隊にかかるおよびこれらの海外へ同伴する家族にかかる費用が充てられる国防省の諸活動をいう。

(c) 補完措置

第 (a) サブセクションでいう海外基地活動に支出しなければならない予算の削減は、以下の方法のいずれかあるいはそれらの組み合わせの措置によつ

て、補完される。

- (1) 第 (e) サブセクションにもとづく取り決め、あるいは他の方法によるホスト・ネーション (米軍駐留受け入れ国) からの支援の増大。
- (2) 第1302項、および第1303項修正に基づく米軍兵力あるいは米軍装備の加速的撤退。

(d) 節約額の処理

第 (a) サブセクションの目的を図った結果生じる節約額は、米国内の軍事基地および施設での国防省の行う作戦および維持管理、そして基地建設のための費用に充てる。

(e) ホスト・ネーション・サポート (米軍駐留経費支援) の増大を記した防衛負担分担に関する取り決め

- (1) 1994会計年度そしてその後の年度にもわたり、一層の節約を達成するために、大統領は、第 (3) パラグラフの (A) にて該当する諸外国との間のホスト・ネーション (米軍駐留受け入れ国) 取り決めの改正について合意に達しなければならない。
- (2) 第 (1) パラグラフの目的を図るため、相手国との間で改正されたホスト・ネーション (米軍駐留受け入れ国) 取り決めに関し、1994年9月30日までに合意する。

(A) 相手国は、以下の点に含み、当該国にある米軍基地にかかる費用の分担について、より一層の額を引き受ける。

- (i) 労務、水道・光熱費、およびサービス
- (ii) 基地建設計画、および不動産管理
- (iii) 米軍駐留に必要な賃貸費用
- (iv) 受け入れ国の環境基準を満たすための必要な措置

(B) 駐留受け入れ国の法律や条例によって生じる駐留米軍にかかるすべ

ての税負担を緩和する。

- (C) 駐留受け入れ国にて米軍が受け取る物とサービスを、最小のコストでそして使用料を付加せず提供することを保証する。
- (3) (A) 第 (1) パラグラフの (B) サブパラグラフにて該当する国とは、次の通り。
- (i) 米国以外のNATO加盟国。
 - (ii) 米国との二国間あるいは多国間防衛取り決めによって、当該国への米軍の恒常的常駐、あるいは戦闘物資の保管が行われている国。
- (B) 第 (i) パラグラフに該当しない国とは、以下の通り。
- (i) 武器輸出管理法第23項 (22U.X.C.2763) (海外軍事融資プログラムに関連して) あるいは1961年海外援助法第2部第4章の条項 (22 U.S.C.2346) にもとづく援助を受けている国。
 - (ii) 1996年9月30日までに、駐留米軍の経費の内、非兵員費用の少なくとも75パーセントを引き受けると合意している国。

第1302項 海外に駐留する兵力上限

(a) 米軍の海外兵力レベルの縮小

1996年9月30日以後、1992年9月30日時点での同兵力上限の60パーセントを超えて米軍の海外に恒常的に駐留する兵力レベルがあるときは、いかなる費用も支出できない。

(b) 例外規定

- (1) 第 (a) サブセクションは、宣戦布告、あるいはNATO諸国、日本、韓国もしくは米国の他の同盟国への武力攻撃の場合、適用しない。
- (2) 大統領は、もし大統領が非常事態を宣言しかつ速やかに議会に通告するとき、第 (a) サブセクションのいう活動を放棄できる。

第1303項 ヨーロッパにおける承認された兵力上限の削減

(a) 兵力上限の削減

1985会計年度国防権限法 (22U.S.C.1928note) 第1002項の第(c)サブセクションの(1)の最初の文言にある「23万5700」とそれ以下の文言を削除し、それに代わって「10万」を挿入する。

(b) 発効日

第(a)サブセクションによる修正は、1995年10月に発効する。

第1304項 海外基地に関する報告書

(a) 年次報告書

国防長官は、1997年にいたる毎年3月31日までに、上下両院の軍事委員会に対し次の点に触れた報告を、一つの独立した報告書あるいは関連する他の報告書の一部として、提出する。

- (1) 米軍の海外への駐留計画。
- (2) 米軍の海外基地施設の閉鎖状況。
- (3) 基地閉鎖交渉の予定。
- (4) 基地閉鎖の結果、予想される米国の節約額。
- (5) 残存価値交渉から予想される受取額。
- (6) 第1301(e)項のいうホスト・ネーション(米軍受け入れ国)分担金増額への努力およびその展開、および第1302項でいう兵力目標の削減。

(b) 海外基地協定における財政的措置に関する報告書

国防長官が、海外での米軍に関する外国との交渉に際して、協定に先立ち、議会の国防関係委員会に対し連邦政府の予算措置と同協定との報告書を提出する。

おわりに

これまでみてきたように、安全保障政策に対する議会の関与は、争点により異なり、またその濃淡は様々である。多くの争点が国内政策の延長として論じられる一方で、たとえばSDI開発やB-2爆撃機配備はポスト冷戦後の米国の安全保障の基本政策との関連で議論された。とりわけ国防費が国内経済に深く結びついている現状は、ポスト冷戦時代の米国の安全保障のあり方に大きな影響を及ぼしている。例えば、選挙区に兵器メーカーがあり、現在も兵器生産をしていると、その議員は国防省の求めるハイテク兵器開発の抑制に走り、現行の兵器購入を政府に継続させようと試みる。予備役、州兵の削減が容易でないものも、選挙区と議員の政治的関係にある。

同盟国に対する議会の関心は相対的に高くはない。そして、国内の兵器産業、国内基地の閉鎖などの考慮に限界が生じるときに、海外基地への米軍兵力、同盟国へのバーデン・シェアリング増要求となって表れる。議会は高いレベルの関心を継続的に東アジアへ払ってきたとはいえない。また、この間の海外、とりわけ東アジアに関しての議会の判断は、行政府の行動を一貫して支持してきたといえるだろう。というより、国防費削減を国防省が先取りして進めていることへの追認を議会が行ってきた、という方がより正確であろう。そのことは、配備力に上限を設定するような行政府の行動を拘束する際に、大統領や国防長官の状況判断の変更をあらかじめ認め、行政府が判断の変更をした場合にはその拘束を解除できる仕組みを準備したことにも表れている³⁶。

だが、同時に議会は大統領に対し、同盟国への米軍のコミットメントを低めることの実現可能性についての検討や、同盟国のバーデン・シェアリングの増大をねらった交渉を求めている。海外配備の米軍削減の検討結果や、交渉過程

³⁶ 1993会計年度国防権限法第1302項-海外に駐留する兵力上限-に加えられている例外規定は、その典型であろう。

あるいはその結果の報告を大統領に義務づけているので、行政はこれらの進展へ向けた努力をしなければならないだろう。だが、具体的な数値目標を掲げられていない分、行政への拘束力は弱いとみていいだろう。

1990会計年度国防権限法で大統領に対して求めたいわゆる東アジア戦略の報告義務は、議会への報告が終わると、それ以後、より一層の削減を求める声は法となって行政を拘束することはなかった。1990年6月のチェイニーの5カ年にわたる兵力25パーセント削減計画の発表後³⁷、議会の国防費削減の声は次第に弱まっていく。東アジアに関する同盟国関係についての議会は、バーデン・シェアリング増と削減可能性の検討報告に終止しつつも、その内容は拘束力をもつというより緩やかな要求や期待となっていった。

最後に、1995年会計年度国防権限法は、日米の安全保障関係を題する項目(第1325項)³⁸で、次の内容を含む報告を、大統領に提出するよう義務づけている。(1) 米国が日本との関係において実現したい安全保障目的についての評価、

³⁷ Lorna S. Jaffeの研究によれば、1989年10月にコリン・パウエル大將が統合参謀本部議長に就任するや、統合参謀本部は世界規模での米軍の戦略構成についての検討を開始した。統合参謀本部、国防長官、ホワイトハウス、大統領との緊密な連絡の下で検討が続けられた。その検討結果の一部が、チェイニー国防長官の1991-95会計年度にわたる兵力の25%削減計画となった。Lorna S. Jaffe, *The Development of the Base Force 1989-1992* (Joint History Office, Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, July 1993).

³⁸ U.S. House, *National Defense Authorization Act for Fiscal Year 1995: Conference Report, August 12, 1994* (Washington, DC: US Government Printing Office, 1994), pp. 251-252. 下院軍事委員会および下院本会議の国防権限法第2854項は、次のように規定していた。

- (a) 報告書の提出。1994年10月15日までに、国防長官は沖縄における米軍のプレゼンスに関する報告を議会に提出する。
- (b) 報告書の内容。この項で要求される報告書には、以下の点を含む。
- (1) 沖縄における米国の安全保障上の必要性についての記述と評価。
 - (2) 沖縄における防衛施設のインフラストラクチャーの改善と利便度合い。
 - (3) これら施設が沖縄住民にあたる経済および環境インパクトについての評価。
 - (4) 米軍が使用する土地の交換あるいは返還についての沖縄県知事からの要請に積極的に応えて国防長官が取り得る活動。
 - (5) 米軍基地の閉鎖、もしくは米軍が使用する土地の交換あるいは返還を行うために、日本政府の支援を必要とする度合いに関する評価。

8月10日に開かれた上下両院の合同会議にて、上記の項を含む下院案に対し対応する項がない上院案との間で、国防長官に対し日米の安全保障関係に関する報告書の提出を求める修正案に妥協がはかられた。その項の内容は、本稿にて紹介する通りである。

(2) アジア太平洋地域における日米両国への脅威、危険、およびリスクについての分析、(3) 日本との関係およびアジア太平洋地域における安全保障目的を実現するために米国がとる戦略についての説明、(4) 日本との関係およびアジア太平洋地域における米国の安全保障目的へ到達する際の日米安全保障条約の役割に関する評価、(5) 地域安全保障に関する討議、協議、あるいは枠組みが日米の安全保障目的の実現に果たす貢献についての分析、(6) 沖縄を含む日本全体における合同のインフラストラクチャーに関する事項、例えば土地と演習問題など、を話し合う過程についての討議、(7) 沖縄を含む日本において、過去10年の間に日本側へ返還された米軍の施設についての記述、(8) 米軍の日本における駐留経費に対して日本がおこなう貢献についての記述、(9) 沖縄を含む日本における米軍のプレゼンスに関する (A) 米軍兵員の数および配備地、(B) 米軍の主要部隊の数、規模、および配備地、(C) 米軍施設の軍事的、経済的、および環境的側面を含む友好利用についての改善、(D) 日米両政府間の合同インフラストラクチャーに関する討議の地位、(E) 米軍の訓練活動、などについての検討、の諸点である。

この報告書の提出締め切りは、1995年3月1日となっていた。それが、ナイ・レポートと呼ばれる報告書である。